

通知預金

平成26年11月4日現在

商 品 名	通知預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。ただし、預入日から最低7日間の据置期間が必要です。
預 入	
(1)預 入 方 法	一括預入
(2)預 入 金 額	1万円以上
(3)預 入 単 位	1円以上
払 戻 方 法	据置期間経過後は随時解約(一括払戻し)できます。ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息	
(1)適 用 金 利	変動金利(お預け入れ時の店頭表示の利率を適用します。)
(2)利 払 方 法	解約時に一括して支払います。
(3)計 算 方 法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時~17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その 他 参 考 事 項	—

預金保険について

預金保険制度の付保対象商品です。
預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。
当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。